

第 2 1 期 第 5 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 4 年 7 月 1 5 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
アラスカ会館 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	濱 田 正 隆	
	会長代理	對 馬 廉 介	
	委 員	石 岡 清 美	
	〃	佐 藤 淳 二	
	〃	丹 藤 公 彦	
	〃	永 澤 量	
	〃	五十嵐 健 志	
	〃	吉 井 仁 美	
	欠席委員	中 村 裕 一	
〃	田 村 早 苗		
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人	
	主任専門員	八 島 美奈子	
県 側	水産振興課	副 参 事	三 橋 潤一郎
	〃	総 括 主 幹	清 藤 真 樹
	三八地方水産事務所	所 長	石 戸 義 人
	西北地方水産事務所	所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所	副 所 長	田 村 直 明
	産業技術センター		
内水面研究所	調査研究部長	雫 石 志乃舞	

欠席委員 : 中村裕一、田村早苗

4 議事の結果

第 1 号議案 : ニホンウナギの採捕の制限にかかる委員会指示の発動について
原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第 2 号議案 : 青森県内水面漁場管理委員会委員の辞任について
辞任に同意することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、ただ今から、第21期第5回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第5回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として当初予定していた議案2件の審議と報告事項1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用する同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとのことですので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、五十嵐委員と佐藤委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限にかかる委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長

長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、内水面においてニホンウナギの資源保護を目的として採捕制限を行うというものです。資料1を御覧ください。

青森県農林水産部長からの依頼文です。

後段の下から4行目から読み上げます。「つきまして」以降になります。

つきまして、小川原湖で実施される取組の実効性を担保しつつ、他の本県内水面においても、将来にわたってウナギ資源を持続的に利用できるよう、別紙指示案のとおり漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づくニホンウナギ資源の保護を図るための委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。

続いて、裏面を御覧ください。

これが、県から依頼された指示案でございます。

つきまして、資料2を御覧ください。

前段のみ読み上げます。これは、委員会指示案です。

青森県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和4年8月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以降の委員会指示の内容は、前年と同様であり、10月から5月までの採捕の禁止、6月から9月まで、40センチメートル以下の小型魚の採捕の禁止となっており、現在、発動中の委員会指示を1年更新するものです。

次に参考資料といたしまして、水産庁からのウナギをめぐる状況と対策について、報告されていますので、その一部を紹介いたします。資料を御覧ください。

資料の内容につきましては、令和3年版のものとはほぼ同じ内容となっておりますが、右下のスライド番号、17番を御覧ください。

青森県では、下りウナギ資源保護について、濱田会長主導のもと、積極的に取り組んできましたが、平成27年からは、全国内水面漁場管理委員会連合会において、国の指導を得ながら、この取組を全国的に展開してきました。

令和4年現在では、11県が委員会指示により規制を行い、自主的な取組として保護している事例が14府県から報告されています。

数字的には、昨年と同様になりますが、次のページ以降の各都道府県のニホンウナギ資源保護に係る啓発ポスターの例を挙げておりますが、昨年度より数が増えて、活動の広がりをみせているところが見てとれます。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

濱田会長

今、事務局からウナギの問題で説明がありました。県から何か補足等があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 三橋副参事

議案第1号につきましては、県の方から補足の説明はございません。御審議の方、よろしくお願ひいたします。

濱田会長

ウナギの問題については、会長も法律基準のヨーイドンから水産庁から携わって2年かかりまして法律決定された経緯がありますけど。

内水面では、小川原湖が非常に良い状況でウナギが動き出しております。それだけ報告しておきます。

三橋副参事さんから説明いただいたんですが、あと、他の方、ありませんか。

それでは、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

会長の方から、この案件の中のウナギのことでお聞きしたいんですが、各地元、皆さんのところに川があると思うんですが。ウナギ、獲れている地区を皆さん、お分かりになればお聞きしたいので、どうですか。

野辺地川、ウナギ、いるの？いないの？

佐藤委員

たまにいますけど。

濱田会長

たまにいる。

佐藤委員

採捕はしていません。

濱田会長

採捕はしていない。

八甲田連峰に上っていくんだな、あそこ。

あと、どうですか。委員の皆さんの方では。丹藤さんの方は、岩木川その他、中川様々、ない？

丹藤委員

いません。

濱田会長

浅瀬石もない。

浅瀬石は、斎川さんのところだけど。

内水面としては、非常に厳しい北限のウナギということで、小川原湖は、今、非常に良い状況になりまして、月曜日の入札かな、先週の金曜日だ。キロ2万8千円になりました。それも、あつといたらけんかのような状況で仲買さんが入札し合ったんですが、最高値が2万8千円だったんです。去年より6千円高かったと。それだけ報告しておきます。

あと、委員の皆さんから何かございますか。

なければ、また本題の方に遡ります。

御質問、御意見はありませんか。

「なし」とのことですから、他に御質問、御意見もないようですので、議案第1号については、指示案のとおり、委員会指示を発動することに、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

全会一致で「異議なし」という声ですから、決定いたします。

それでは、議案第1号「ニホンウナギの採捕の制限にかかる委員会指示の発動について」は、指示案のとおり、委員会指示を発動することとします。

また、公示にあたって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

続きまして、第2号議案に入ります。

「青森県内水面漁場管理委員会委員の辞任について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料1を御覧ください。

県知事から会長あての協議文です。件名、本文を読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会委員の辞任について（協議）

このことについて、令和4年6月30日付けで中村委員より別添写しのとおり辞職願が提出されましたので、漁業法第173条で準用する同法第141条の規定に基づき、貴委員会に協議します。

以上となります。

裏面が本人から提出された辞職願となります。

これは、漁業法による規定の「委員は正当な事由がある時は、県知事及び委員会の同意を得て辞任することができる」とされていることに基づき、任命権者である青森県知事に提出された辞任願の受理により今回協議があったもので、当委員会に同意の判断を求めているものとなります。

これに関連しまして、水産庁監修の漁業法に関する逐条解説の中では、「辞職の申し出があった場合には、本人の意思に反して在職を強制しうるものでない」となっており、辞職の判断について、特に法的な定めがあるわけではなく、内水面漁場管理委員会委員という責任のある職に就いた以上、簡単に辞職することは許されないという訓示的なもので、社会通念に基づいて判断するということとなります。

なお、本人から提出の辞職願においては、一身上の理由と記載されていますが、本人に確認しましたところ、家庭内において介護の必要があり、これに専念したいため辞任したいということでした。

以上、本日の委員会で辞任に同意することとなった場合には、会長名をもって県知事にその旨を回答することとしたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

濱田会長

あと、県から何か補足等があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい

水産振興課 三橋副参事

今、事務局の方から御説明のあったとおりなんですけども、今回、皆様に御審議いただき、同意の方をいただければ、県の方としましても、県知事の同意手続きを行って、中村委員の辞任手続きの方を進めていきたいと思っております。

御審議の方、よろしく願いいたします。

濱田会長

ただ今、三橋副参事さんから委員会の御指示によって県知事に報告すると、こういうふうなお言葉をいただきました。

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

事務局長、また県の方の説明でよろしいということによろしいでしょうか。

そういうことで決定いたします。

他に御質問、御意見もないようですので、議案第2号については、辞任に同意して差し支えないということによろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

決定いたします。

それでは、議案第2号「青森県内水面漁場管理委員会委員の辞任について」は、辞任に同意する旨の回答をすることに決定いたします。

なお、知事への回答文につきましては、本職に一任願います。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の概要について」事務局から報告願います。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、事務局。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告事項①の資料1を御覧ください。

総会の概要を示しております。

総会は、書面により開催されておりますが、令和4年6月15日開催ということになっております。

概要につきましての説明は省略させていただきますが、次の参考資料に令和4年度の関係省庁への提案書を示しております。

これにつきましては、今年度、各省庁に提出される要望書でございますが、変更部分に下線を引いております。

なお、令和5年度の要望書案につきましては、今後、作成する予定となっておりますが、各委員の意見を盛り込んだ内容で提出したいと思っております。

事務局からは以上です。

濱田会長

ただ今、議案について説明がありました。

委員の皆さんから何か質問ございませんか。

ありませんか。

ないようですので、これで議案は皆、終わっちゃったな。

それでは一つだけ、会長も全国連合会会長時代、法律、またはウナギの問題、まとめたんですが。今現在、皆さんも新聞紙上でたまに見ていると思うんですが、福島の放射能の問題で、今、海区の方に処理水を放流すると問題が出ておりますが、内水面の福島県内の相馬の河川については、今をもっても放射能汚染があると、これが確認されております。

それで、実績に、今、ここにも5項で出ておりますが、対策についてと、中身はずっと読んでいませんが、非常に厳しい状況にまだあると、こういうことです。それだけ、皆さんに御説明しておきます。

河川流については、下流のところの溜まりに残の放射能的なものが残ると、これだけは確認されております。

総会での質問で、会長も何回か、この問題に触れておりますが、同じ東北で、我々は、海区の方に流れてくると、こういうことの危惧を感じております。

それだけは、皆さんに併せて報告申し上げておきます。

あと、これ以上、ないんだな。

それでは、他に御質問がないようで、議案を全て終了し、以上をもちまして、第21期第5回青森県内水面漁場管理委員会を閉会します。

終了 午後13時49分